

平成22年（行コ）第27号

次回期日 10月2日

控訴人 市野和夫 外138名

被控訴人 愛知県知事 外1名

## 検証申立（一部変更）

平成24年9月18日

名古屋高等裁判所民事第2部 御中

控訴人ら代理人 弁護士 在 間 正 史  
外10名

先に平成23年1月12日付検証申立書により申立を行い、同年3月15日に申立の補充訂正を行ってから1年半余り経過し、その間に明らかになった知見をも加えて検証地点の洗い直しをした結果、ダムサイト周辺の検証内容をより具体的に明示すること、および、限られた時間内に検証を終える必要があることを考慮して、別紙のとおり検証地点および検証内容の具体化ならびに絞り込みをしたので、下記のように検証申立を変更する。

- 1、検証地点・検証内容、順路、時刻の概要（別紙第1に記載）
- 2、立証趣旨・内容（別紙第2に記載）
- 3、立証方法

現場に臨んで、その周辺状況を検分しつつ、当事者から関係事項を説明する。

以上

## 【別紙】

### 第1、検証地点・検証内容、順路、時刻の概要

豊川駅（東口）発 10：00

① 三上橋地点 → 右岸堤 10：10

- ・ 対岸にある賀茂遊水地の差し口（豊川本堤の不連続部分）の確認
- ・ 豊川における現在のアユの産卵場所がこの付近から下流であることの確認（産卵場所の上流の限界は、ほぼ東名高速の豊川橋とみなされている）

② 右岸堤 → 国道151号を経て江島橋地点 10：30

- ・ 河川整備基本方針では、江島橋下流の瀬がアユの主要な産卵場所とされて、維持流量設定のための流量算定が行われたこと、そこがアユの主要な産卵場所でないことの確認

③ 国道151号を経て、東上川田下川 → 豊島堤防（右岸）10：40

- ・ 河道整備（樹木伐採、低水路拡幅等）が整備計画で計画されている個所の上流部まで進んできていることの確認
- ・ 残された一畝田地区（左岸側）の未整備箇所が局所的な水位上昇の原因となっており、この地区の整備によって大きく水位低下への改善がされることの確認

④ 右岸堤 → 牟呂松原頭首工地点で左岸へ（水資源機構の駐車場）10：50

- ・ 牟呂用水・松原用水の取水堰、（愛知県水道は牟呂幹線の森岡地点で取水）
- ・ 頭首工直下地点の維持流量・制限流量
- ・ アユの産卵期（10月が中心）には、農業用水の利用がほとんどなくなるため流量の著しい減少は生じていないことの確認

⑤ 左岸側別所街道にて新城市乗本へ、牛渕橋 11：15

- ・ 寒狭川と宇連川合流点を確認、水源開発が進んできた宇連川と設楽ダムの建設される寒狭川がここで合流すること（豊川水系の二大支流）の確認

⑥ 大野頭首工 11：40

- ・ 豊川用水の取水ダム（頭首工）の確認
- ・ 下流の水が溜れていること、多量の取水が行われていることの確認
- ・ 大野頭首工により砂の流下が止まっていること、落差の大きい魚道の確認
- ・ 正常・制限流量地点であるが、流量の設定だけでは環境改善に疑問があること

- ・ 寒狭川導水路の放流工、ダムによって確砂が進んでいる状況の確認

【昼食休憩 12：00～13：00】

- ⑦ 国道151号を新城方向に戻り、国道257号との交差点で右折して北上、寒狭川頭首工地点 13：15

- ・ 寒狭川頭首工、寒狭川導水路取水口、豊川総合用水の取水設備であると同時に豊川流況総合改善事業のための施設でもあり、設楽ダム完成後は、設楽ダム放流水の取水施設としても使われることの確認
- ・ 寒狭川頭首工の下流部のアーマールコート化した河川の状況の確認

- ⑧ 寒狭川沿いに国道257号を北上 → 只持・布里地点 13：30

- ・ 砂利採取、中電の取水堰などによる寒狭川下流部の河川環境悪化の状況の確認

- ⑨ → 国道257号を寒狭川沿いに北上

- ・ 自然度の高い河川の状況（川原、砂利、河床、河畔植生等）の確認

- ⑩ ネコギギ放流実験の現場 13：50

- ・ 現場の確認、放流定着用を設置した石組みが台風の出水により破壊されている状況、移植による保全措置が全く見通しのない状況にあることの確認

- ⑪⑫ ダムサイト予定地、横坑を含む周辺 14：15～16：15

- ・ 緩みゾーンの直下の寒狭川に崩落して鎮座する巨岩の確認
- ・ ダムサイト予定地の変遷、現在の基軸の位置確認、ダムサイトを切る断層の確認
- ・ ダムサイト左岸側にある横坑1～2本に立ち入って岩盤状況を確認
- ・ ダムサイト上流左岸にある地すべり個所の確認
- ・ 松戸集落、二重山稜地形の確認
- ・ ダムサイト右岸側上部尾根、緩みゾーンの地すべり地形の確認、堰堤を設置する山稜がダム高に比して薄っぺらであること、ダムサイトのボーリングおよび横坑調査が行われた場所が、二重山稜地形との関係で限定された部分でしかないことの確認

## 第2、立証趣旨・内容

(注) 末尾の括弧書きは、対応する第1の検証地点である。

### 1、ダムによる洪水調節は万能ではなく他の対策がある

- ① 豊川下流部の不連続堤・遊水地とその遊水機能が現存すること (①)
- ② 河川整備の進行状況と河道整備が洪水対策として優れていること (③)

### 2、ダム貯水を利用した「流水の正常な機能の維持」は誤りである

- ③ 各頭首工地点(利水基準点)における正常流量と制限流量 (④⑥⑦)
- ④ 維持流量だけでは川の正常な生態系は確保されないこと (④⑥)
- ⑤ 正常流量(維持流量)の設定が誤った根拠に基づいてなされていること(河川整備基本方針でアユの主要な産卵場としてアユの産卵確保のための維持流量設定の根拠計算をした江島橋下流はアユの主要な産卵場でないこと、アユの主要な産卵場はもっと下流の三上橋より下流であること) (①②)
- ⑥ 水資源開発によって河川環境が悪化した宇連川水系の状況 (⑤⑥)
- ⑦ 堰と砂利採取によって砂礫の流れない寒狭川下流部の状況 (⑦⑧)

### 3、ダム建設が及ぼす環境影響は著しく大きい

- ⑧ 人為による大きな影響を受けず、自然の河川状況が保たれているのは寒狭川上流部であること (⑨)
- ⑨ ダムサイト予定地付近は豊かな自然であること (⑪)
- ⑩ 移植によってはネコギギの保全が確保されないこと (⑩)
- ⑪ ダム貯水によるダム上流側での水没と堆砂、下流側での土砂供給の激減が、寒狭川の清流と溪谷に対して著しい環境悪化をもたらすこと (⑤⑥⑦⑧⑨)

### 4、ダムサイトの地盤が巨大ダムを建設するには不安があり、調査が不十分であって、未だ事業実施段階にはない

- ⑫ ダム建設地として、問題が山積みされている条件の悪い地質条件であること (⑪⑫)

以上